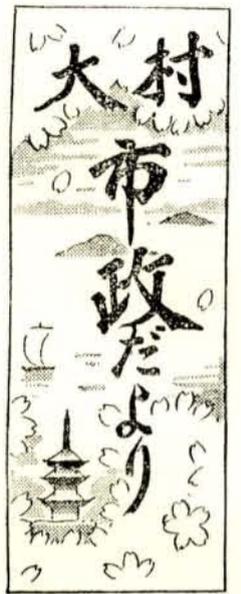


3月号



第26号

昭和29年3月10日

編集人 大村市秘書課長 藤戸三郎
発行所 大村市役所
電話代表750番
印刷所 つじ印刷所

市制施行茲に十二周年

市制施行十二周年を迎えた大村市では、二月十一日の記念日に當り午後四時から市議場に全職員が参集、別項の如く市長から市制十周年以後十二年間に至る二年間に於ける市政各般の事務的展開について...

眼見し 市政展開の跡

2月11日の記念日市長式辭

本日市制施行十二周年の記念日を迎え、茲に過ぐる昭和二十七年に皆さんと一堂に會し、永年勤続者及び其の他の表彰式を舉行致しますことは、私の最も欣快とするところであります。



寫眞は記念式に於ける表彰状授與 (彰状を受ける濱田福社事務所長・前列は被表彰者)

量が急激に膨張し、現在では市長の事務部局に在る職員一八一名、合計四七七名と三、三倍の増大を遂げ、納得せらるる市財政の運営上も明らに見通しがついた譯であります。

住民の意志により 住民のために、住民自身の手によつて政治を行ふ、という地方分権主義に基く自治行政の立前によつて増大した、各種事務の処理に當るために、一應定数は増加したと云ふものも、各担当職員に於ける幾多の創意工夫と努力によつて、迅速適確なる事務処理と業務の推進に當つて来たのであります。

農林方面で、四カ所農道、延長一八四一、水陸二六二、延長三、四六、橋梁六カ所、井堰四カ所、植林二、三〇町歩を、新に行つたのを始め、乳牛五〇、豚九〇、細羊五〇、豚四〇頭の家畜を導入してあります。

建設方面では、三鈴橋、水田橋の新設を始めて、野岳線の第一号橋から三号橋まで、及び山田橋と、六つの橋梁を新設し、道路では大村病院線八五〇米、貝津大村線八、〇〇〇米を開通し、又福重農協線、四〇米、武部、大線、四〇米など延多線二九〇米など延長一、九八〇米の新道建設されてあり、建築関係では琴浦、上小路、原口、片町などに公営住宅三二棟の新築を完了し、大武分中學校、三浦中學校等が増築なまが行われ

市職員 の定数から見ますと、昭和十七年市制施行の際には、八十六名の陣容であつたものが、昭和二十二年五月三日に施行された新地方自治法に基き、地方公共団体の性格が根本的に改革された結果市が担当する各種事務

衛生関係に於ては清掃事業の能率化のため大型三輪車を備付け、動力煙霧機や、焼却爐を設置し、着々防疫消毒関係の改善に當つてありますが、二十八年十二月には、モデル衛生市の指定を受け、これが建設に向つて全市的な運動を展開してあります。

戸籍関係では寄留制度の全廢と住戸登録制度の實施によつて、二十七年七月一日を期して一齊に住民登録を實施したものであります。

企業會計に属する事業面に言及致しますの業面には、先ずモーターボート事業では二十八年一月より經理面の實體を把握するため、公營企業會計に準じ、複式簿記を採用して資産、負債の状況及び、收支の状況を把握したのであります。

上水道 事業について見ると、二十七年十一月に池田貯水池を完成し、二十七年年度の給水戸數三、六八六戸が二十八年度には、三、九五三戸となり、増加割合は戸數に於て一、一〇％となつてあり、水量に於て一六、三％となつてあります。

努力、現在七、二〇〇の實績を挙げつつあり、二十八年度は、公益質屋を開き、市民の生活資金の融通面に活用されてあり、年間貸付金額三三三、三三三円に及んであります。

付すると共に、二十八年三月から市民の市政に対する率直な要望批判を聞き、市民の意志に沿うた市政を行う参考とするために「市民の聲」の欄を新設しているが、眞面目で建設的な意見が毎月寄せられ、相當な成果を収めていゝと思ひます。

終りに、この機会に諸君に充分なる理解と覺悟を要する点は以上の足跡を反省して今後一層、市政事務の合理的發展を図るため、更に創意工夫と努力研究とを重ねて貰いたい事であり、かお今は市財政の現状に鑑み、成べく人員を減少して、所謂小數精銳主義で事務処理に當らねばならぬという必然的な客觀狀勢に在り、然るべき改革の跡を深く理解せられ、先般行つた機構改革の趣旨に基き、全職員を擧げての、和と熱とを以つて眞に市民から愛される公僕たるの責を擧げられん事を期待し、切望して式辭と致します。

一力年間に亘る市政の事務的展開の跡を概略申述べたのであります。これら各担当當局に於て取扱う市政の内容を、成るべく詳しく市民に周知徹底せしめて、市民の理解と協力を求める爲に市の廣報活動にも意を用ひ、二十七年九月から従來、十世帯に一部の割合で市民回覧を行つていた「市政だより」の発行部數を増し、毎月一万二千部を發行して、市内全世帯に配

大村市長 大村純毅
二月十一日
モーターボート開設2周年記念レース
1節 2 3 4 5 (土)
(火) (金) (土) (日)
4月 2節 8 9 10 11 (土)
(木) (金) (土) (日)
3節 25 26 27 28 (火)
(日) (月) (火) (水)

水産問題の研究會

縣主催・大村市で開催

施策樹立と経営合理化を図る

内海漁場として有数の大村灣漁業資源の開發、育成、並に漁業經營等に對して研究し、今後に於ける水産振興の施策樹立、漁業經營の合理化を計るため、二月八日、縣主催により水産課長、水産試験場長、東彼、北高事務所長、外技師八名、地元縣議、市議會經濟委員、漁業調整委員、各漁協幹部等三十八名が參集、水産研究会を開催し、左記事項につき研究討論した。

一、第一種魚港指定申請に付て

(理由) 大村灣東部漁業組合の東浦及び大村市漁業組合の松原は、共に港に恵まれず、漁船の繫留施設が少く、風浪に對して保護すべき充分な防波堤も有せず常に不安に曝されて居る現状にあり既に縣を通じ、水産庁に第一種魚港として指定の申請書を提出して居るのである。

(回答) 本件は縣より、昭和二十九年一月十八日付で水産庁に申請書を送つた。現右、縣下の魚港指定申請港数は一九九港であるが、指定の告示になつたもの一五〇港、未指定が四九港である。

本申請の二港は、この内に含まれて居るが、これが指定の決定までには早くも半年、普通一年は、かかると思はれる。本件は餘程の事情のない限り指定にはなるものと思つて居るが、縣に於ても極力指定港になるよう努力する。

現在漁港の整備は第二次漁港整備計画まで進められて居るが、本整備計画の内、二〇港が工事施行中であつて、五五港が未着手の賞情である。

現在、未指定のもの若し指定されたとしても、第二次整備計画に含まれて居る未着手の五五港が整備完了後でないと、この分の着工はされぬと思はれる。縣の考えでは本件の整備着工は約十年後になるものと思はれる。然し第二次整備計画に含まれて居る處でも、漁業組合の弱少に依る資金關係その他、工事の出来ぬ處もあるかと思はれるので、本件は指定された時は、第二次整備計画に割込む方法があれば左様致すように努力する。

二、小型底びき船の減船に付て

(理由) 昭和二十九年及び三十年に於ては小型底びき船が減少する事になつて居るが、漁業者の死活問題であるので、この整理に反對するものである。この減船が強行されることになれば、大村灣内の縫切網の壓迫に對して何等かの措置を

針さしては出来るだけ希望減船する様に計り度いが大村灣に於ける底びき船は三四七隻あり、この約四割を減船することになると思ふが、若し希望者のない時は、大村灣の漁業者の専業、兼業を充分に考慮し、実情に合う様に減船することとする。

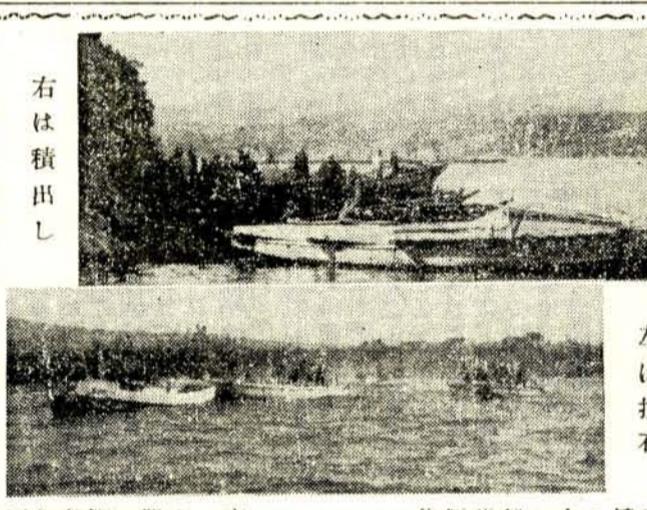
大村灣内は漁場として特殊のものであり、縣でも大いに關心をも

支障を來たさないようにして居る。

三、眞珠養殖業の指導に付て

(理由) 國立眞珠研究所大村支所の設置に依り、大村灣内の眞珠養殖業の指導は得られると思はれるが、縣に於て眞珠養殖業のモデル組合の如きものを作つて養殖につき指導、援助を願ひたい。

(回答) 國立眞珠研究所大村支所の設置に依り、大村灣内の眞珠養殖業の指導は得られると思はれるが、縣に於て眞珠養殖業のモデル組合の如きものを作つて養殖につき指導、援助を願ひたい。



個人でなし、漁協は眞珠貝の養殖について、良質のものを作り、之を業者に提供することを目指したい。

しかし組合で眞珠養殖の技術修得する爲に、珠入を練習研究する事は差支えないと思ふが現在、大規模に眞珠養殖を行う事は資本的にも、技術経験の點から考えても、時期が早い様に思はれるので、組合員母貝の改善の研究を兼ねて七カ所の河川漁業協同組合が、郡川には二十七年の放魚を行つたが、河川の護岸工事等による被害も多かつた様である。然し今後大村の觀光面と結び合せて考える必要があり、関係者は大いに水面の利用を考へて、農家が種苗を作る如く、又二毛作を行う如く、河川、池でもこれを集約的に利用して大

出来るゾ魚の巢

漁協で漁礁を作る

東部漁協では魚礁設置の計画をして居るのであるが、たまたま保安隊竹松駐屯地部隊に於て岩石の爆破訓練を企圖せられてあつたので、部隊に於て去る二十八日十二月釜川内池先海面側の岩石爆破訓練を

究に進み、時期の到來を待つことが望ましい。

四、淡水魚養殖事業に付て

(理由) 郡川、野岳池、鈴川尻の湖遊池等に於ける養殖に對して指導、援助を御願ひしたい。

(回答) 淡水魚については、以前、縣水産試験場でも、雲仙その他で試験養殖を行ひ、又専門技師を派遣し、調査指導する。

五、かき、のり等の養殖に關し大村灣内の適否に付て

(理由) 大村灣内に於てかき、はまぐり、のり等の養殖の適否に付て、専門的立場より研究し、なお之を養殖に付て補助を要する。

(回答) ①かき、大村灣の立地條件から一月三月の漁撈閑散の對策として大村灣に於ける、かきの養殖試験の結果は、廣島、宮城、熊本縣産のものに劣らないので、この養殖を推奨する。

かき養殖試験に付ては、垂下養殖式、繩式簡易棚があるが、これらは貝殻をコレクターとして、種がきを垂したもので、一枚から一合の稚貝とれる。一本で四尺の五番線、又は五分細に五個のコレクターを付したものである。専門的な事は現地指導するが、海中プランクトンを、水流、風當り等を考へ、柔軟性をもつ施設をした方が効果的である。垂下式養殖の副産物として眞珠稚貝も取れるし、又、ナマコのみならず縣下全般に亘つて考へなければならぬ事項であるので、この対策に對して縣漁政課長より農政課長に對して解決策を協議しよう申入れて居る。

北高江の浦村でも問題になり、之については諸岡技師により、水産部報で報告されているので之を参照されたい。

之については、縣に於ても大いに援助指導する考へである。石川縣では四月に「アユ」を放流し「アユ」が獲れた後、九月にベニマスを放流して、水田の二毛作的効果をあげて居る。

今後、各地域に於ける研究事項については、専門技師を派遣し、調査指導する。

在、水産試験場として研究中であつて結果が出ていない。縣に於ては熊本縣から種苗を移入して研究しているが、有明海の養殖にも足りぬ現情であり、種苗につき、島原に於ける種苗試験の結果二十八年度は良好のもので得られたので、二十九年度には縣下各地で試験養殖を行う予定であるが、大村でも有望と思はれる。縣の助成の點に付ては二十六年以來、試作に付て補助を續けて來たが今後、財政的に見ても之等の補助については相當の困難を予想されるので、地元の事業計画を見て、縣でも出来るだけ期待にそう様にした。

七、第一種共同漁業を除く共同漁業權の擴大に付て

(理由) 東彼地區の

八、漁船保險の掛金に付て

(理由) 漁船保險の掛金は現行掛捨てになつて居るので、この點改正して幾らかでも將來の漁船の建造、改修の資金に入らぬ措置が出来ないか考へたい。

(回答) 現在、掛金は掛捨てになつて居るが、不合理であるが今度創立保險と漁船損害保險を加味した満期保險制度が出来たので掛捨てにならぬようになつた。近日中にこの制度に對して説明會を開く予定である。

九、漁業信用基金協会の利用に付て

(理由) 市が二十五万円、大村市漁業協同組合が十五万円、大村市東部漁業協同組合が十万円の出資をして居るので極力利用されたい。

(以下次号へ続)

漁族の保護に努めましょう

モデル衛生市の建設 各関係方面にお願い

官公衙、會社、並に其の他の事業場に御願ひ

大村市がモデル衛生市に指定され、明るい健康な街を作り上げ、皆さんが気持ちよく働けるような環境になす爲に御協力を願ひます。

- 1 事業場では清掃日を定め、場内、場外を清潔にする。
- 2 事業場の周囲の溝は特に、よく掃除すること。
- 3 便所は、常に気持ちよく掃除されていること。
- 4 便所の防虫、防鼠(ねずみ)を設備すること。
- 5 塵芥箱は完全で充分なものを設備すること。

青年團に特にお願いする

明るい健全なモデル衛生市にするため、皆さんに、つぎのことを御協力して頂たく、お願いいたします。

- 1 溝のそうじや、さぶさらの掃除すること。
- 2 小溝の補修をして、水はけをよくする。
- 3 池、沼、湖、河川の水邊にある雑草の、かりとりと、岸の切り立を行うこと。
- 4 池沼などの水中の藻を、取のぞくこと。
- 5 河川や空地に、ごみを捨てないこと。
- 6 月に一回程度の大掃除をして、常に町を「きれい」にする。
- 7 その他、依頼を受けるとき手傳いすること。

婦人會にお願いする

皆さんに、つぎの事を御協力して頂たく、お願いいたします。

- 1 台所から道にある溝までの下水流しを毎日掃除すること。
- 2 家の内外を、よく掃除すること。
- 3 河川や空地に、ごみ等を捨てないこと。
- 4 残飯、クズ等を、す行うように、習

二十八分所得税確定申告書提出に
二十八分所得税確定申告書の提出期限は三月十五日までであり、この期限を過ぎますと、扶養控除等の恩恵が受けられなくなり、大変不利になります。御不審の点は税務

學校協力班に特にお願い

皆さん大村の街から「か」「はえ」「のすみ」「しらみ」「ねずみ」などが一匹もいない住み心地のよい自慢の衛生街にする爲には、大人だけの力ではむづかしいので、特に大村を明るく健康な街とするために、つぎの事をおねがいします。

- 1 道路や、公園等の紙くずや、たばこ、牛糞、馬糞等は、みつけ次第に取りかたづけすること。
- 2 道や溝をよく掃除すること。
- 3 水が、たまると、な、かけ茶碗、火鉢、われ水がめ等が、すててあれば見つけしだい打ちこわすか、土中に埋めること。
- 4 水そう、水だめ等は週一回は、かならずあたらしい水をとりかえること。これは水にわく

滞納整理状況について

昭和二十七年五月から過度の温情主義による方針を是正し、税法の基盤に乗せるべく努力するが、たわら、延滞金の徴収を強化したのであります。また足でとる税金を自納して貰うべく且つ又、善良なる納税者を擁護する目的で納税組合の結成に力を注ぎ、その組合に對しては完納額の百分の三の報償金を交付して来たのであります。

西大村出張所 便り

10 定められた清そう日(大そうじ)を前もつて、知らせ、あること。
11 その他、たのまれたいときは協力をすること。
(市衛生課)

(一) モデル衛生地区指定について
本市のモデル衛生地区建設は着々と推進されているが、西大村地区としては先ず住宅地区を指定し、実施面の説

福祉事務所からのお便り

外地で預けられた金融証書類の返還請求は済みましたが?
終戦後、海外から本邦に引揚げられた方や、その他の方々が、外地で保管證(預り証)と引換に預けられた金融証書類の返還請求を取扱っております。期日は四月末日までとなつております。未だ請求をしていない方々は、なるべく早く手続して下さい。
公益質屋の移轉について
昨年二月開設以来、西大村乾馬場(西大村出張所隣)において營業してありますが、四月一日より西大村辻田町(投産場跡)に移轉します。投産場の廢止について
このたび諸種の事情により投産場を廢止することになりました。被服の委託加工の作業は三月十五日で打ちきりますので、ご注文の方は至急發註下さい。(市福祉事務所)

傷病恩給について
昨年八月、恩給法改正により第七項以下の方にも傷病恩給が支給されることになつて居ります。傷病年金の請求手続の概要は次の通りです。
一、左記書類を本人より縣世話課に送付
1. 恩給診断書(國立病院にて本年四月一日以後、作成のもの)三部
2. 現認證明書又は事實證明書(ない時は口述書)一部
3. 旧裁定通知書
二、必要書類を世話課より本人に送付
三、請求書類に記載、世話課に提出
なお細部の點は福祉事務所社会係にお問合せ下さい。(市福祉事務所)

扶助料請求書進達状況について
対象予想数一、四〇〇件中一、二二七件を本庁にて受付し、一、五七七件を縣世話課に進達して居ります。
縣より中央への進達も順調であり、既裁定者の分は順次決定になつて居りますが、未裁定者の裁定は全般に遅れています。
世話課よりの連絡による進達の有無等、相當の照合があるので事務能率に大変影響するとの事ですから、萬止むを得ない場合の外は、直接照会されず市福祉事務所連絡して下さい。なお未だ相當数の未提出の方がおられると思われ、未提出の遺族は至急手続して下さい。(市福祉事務所)

税務課から急告

二十八分所得税確定申告書の提出期限は三月十五日までであり、この期限を過ぎますと、扶養控除等の恩恵が受けられなくなり、大変不利になります。御不審の点は税務

納税貯蓄組合の加入について

税金が楽に納められる方法として、納税貯蓄組合への御加入をおすすめいたします。手続等は銀行又は税務署へお問合せ下さい。(税務課)

納税に御協力下さい

滞り、大変不利になります。御不審の点は税務

明会を一月末より逐次行つて居る。	幸い當地には諏訪二区が昨年より自主的に實施し好成績を挙げているので、各住宅地区とも熱意があり、水田住宅二区は毎月第一日曜を清掃日とし、去る二月七日に保健所並び衛生課員の實施指導のもとに發足したが、非常な好成績をおさめた。	西大村農協と出張所共催で農村部落に納税、国民健康保險關係の諸問題について懇談會を行つた。協力を要望した。(西大村出張所)
雄ヶ原開拓道路取付口路線について	標記路線については長年の間、決定をみず、今日に到つていたが、かねて市議會より、縣議會へ請願して来た路線(諏訪住宅二区より、上諏訪に通ずる約八〇〇米)が一月三十日の縣議會で採擇された。	部 落 懇 談 會

市の人口	總前月増減	11,593 11,661 △ 62	27,988 28,026 △ 38	29,236 29,341 △ 105	57,224 57,367 △ 143
増	出生	123	500		
減	転入	377			
	転出	50			
	死亡	593	643		△ 143